

公判部長				
検事	検事	検事		
課長	課長補佐	公判係長	主任・係員	

○ 取調べの録音・録画実施報告等(a～d票)の回覧について

標記について、9月事件処理分の報告を取りまとめましたので回覧します。

第1 概況

[1表] 4類型事件及び4類型事件以外(被疑者)の事件における録音・録画の実施件数

実施期間	実施件数	実施件数の内訳				
		裁判員裁判 対象事件	検察官 独自捜査事件	知的障害者 に係る事件	精神障害者等 に係る事件	4類型事件以 外の事件
4月	7,200	144	2	17	105	6,932
5月	6,016	116	1	28	110	5,761
6月	8,360	201	9	29	136	7,985
7月	9,020	214	9	27	147	8,623
8月	7,121	161	6	17	82	6,855
9月	6,976	161	0	15	110	6,690
10月	0					
11月	0					
12月	0					
1月	0					
2月	0					
3月	0					
令和3年度 (合計)	44,693	997	27	133	690	42,846

第2 裁判員裁判対象事件

[2表] 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施件数 (うち全過程)	不実施件数
4月	144	144 (143)	0
5月	116	116 (115)	0
6月	201	201 (200)	0
7月	214	214 (211)	0
8月	161	161 (160)	0
9月	161	161 (161)	0
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
令和3年度 (合計)	997	997 (990)	0

(注)「裁判員裁判対象事件」とは、逮捕・勾留中の被疑者を対象とする裁判員裁判対象事件及び弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件をいう。

第3 檢察官独自捜査事件

[3表] 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施件数 (うち全過程)	不実施件数
4月	2	2 (2)	0
5月	1	1 (1)	0
6月	9	9 (9)	0
7月	9	9 (9)	0
8月	6	6 (6)	0
9月	0	0	0
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
令和3年度 (合計)	27	27 (27)	0

(注)「検察官独自捜査事件」とは、逮捕・勾留中の被疑者につき、司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件をいう(当該事件と関連する事件が送致され又は送付されている場合であって、司法警察員が当該事件を送致し又は送致することが見込まれている事件を除く)。

第4 知的障害者に係る事件

[4表] 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施の内訳			不実施件数
		全過程	準全過程	一部	
4月	17	17	0	0	0
5月	28	27	1	0	0
6月	29	28	0	1	0
7月	27	27	0	0	0
8月	17	17	0	0	0
9月	15	14	1	0	0
10月	0				
11月	0				
12月	0				
1月	0				
2月	0				
3月	0				
令和3年度 (合計)	133	130	2	1	0

(注1)「知的障害者に係る事件」とは、知的障害を有する逮捕・勾留中の被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件をいう。

(注2)「準全過程実施」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることを把握できなかつたため録音・録画を実施しなかつたものの、知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した後の全ての取調べについて録音・録画を実施した事件。

第5 精神障害者等に係る事件

[5表] 受理件数及び実施件数

実施期間	総数	実施の内訳			不実施件数
		全過程	準全過程	一部	
4月	105	101	4	0	0
5月	110	106	1	3	0
6月	136	131	3	2	0
7月	147	140	4	3	0
8月	82	76	4	2	0
9月	110	108	1	1	0
10月	0				
11月	0				
12月	0				
1月	0				
2月	0				
3月	0				
令和3年度 (合計)	690	662	17	11	0

(注1)「精神障害者等に係る事件」とは、逮捕・勾留中の被疑者で、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる者に係る事件をいう。

(注2)「準全過程実施」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われるなどを把握できなかつたため録音・録画を実施しなかつたものの、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることが判明した後の全ての取調べについて録音・録画を実施した事件。

第6 4類型事件以外の事件

[6-1表] 被疑者

実施期間	総数	全過程 実施件数
4月	6,932	6,555
5月	5,761	5,430
6月	7,985	7,551
7月	8,623	8,189
8月	6,855	6,468
9月	6,690	6,375
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
令和3年度 (合計)	42,846	40,568

(注)4類型以外の逮捕・勾留中の被疑者につき、取り調べの録音・録画を行った件数である。

[6-2表] 被害者・参考人

実施期間	総数	実施者の内訳	
		被害者	参考人
4月	168	64	104
5月	136	45	91
6月	259	99	160
7月	324	112	212
8月	232	106	126
9月	226	94	132
10月	0		
11月	0		
12月	0		
1月	0		
2月	0		
3月	0		
令和3年度 (合計)	1,345	520	825

(注)被害者・参考人の取り調べについて、録音・録画を行った件数である。

録音・録画の実施等結果報告(4類型事件)

a票(令和3年9月処理分)

報告地検	報告検番数	実施件数 合計	対象事件の種別				録音・録画の実施の有無		録音・録画の実施範囲			録音・録画の除外事由						
			裁判員 裁判対象 事件	裁判員裁判上 併合審理される 見込みの裁判 員裁判非対象 事件	検察官 独自捜査 事件	知的障害者 に係る事件	精神障害者 等に係る事件	有	無	全過程	準全過程	一部	機関の故障、 その他のむきを 得ない事情あり	被疑者が拒否、 その他の被疑者の 言動から十分な 供述不可	指定暴力団 構成員による 犯罪	その他的事情 により十分な 供述不可	公判請求の 見込みなし	原任者の身体 又はプライバ シーの保護に 支障を生じる おそれ
01 東京	271	286	144	17		15	110	271		268	2	1						1
02 横浜																		
03 さいたま																		
04 千葉																		
05 水戸																		
06 宇都宮																		
07 前橋																		
08 静岡																		
09 甲府																		
10 長野																		
11 新潟																		
12 大阪																		
13 京都																		
14 神戸																		
15 奈良																		
16 大津																		
17 和歌山																		
18 名古屋																		
19 津																		
20 岐阜																		
21 福井																		
22 金沢																		
23 富山																		
24 広島																		
25 山口																		
26 岡山																		
27 鳥取																		
28 松江																		
29 福岡																		
30 佐賀																		
31 長崎																		
32 大分																		
33 熊本																		
34 鹿児島																		
35 宮崎																		
36 那覇																		
37 仙台																		
38 福島																		
39 山形																		
40 盛岡																		
41 秋田																		
42 青森																		
43 札幌																		
44 函館																		
45 旭川																		
46 刈路																		
47 高松																		
48 徳島																		
49 高知																		
50 松山																		

*報告のなかった地検については件数が空欄となっている。

4類型事件以外の事件に係る録音・録画の実施件数報告(被疑者)

b票(令和3年9月処理分)

報告地検	総数	録音・録画の試行範囲	
		全過程 h	一部
	6690	6375	315
01 東京	891	796	95
02 横浜	286	276	10
03 さいたま	497	491	6
04 千葉	329	329	
05 水戸	170	166	4
06 宇都宮	102	97	5
07 前橋	157	146	11
08 静岡	249	246	3
09 甲府	65	65	
10 長野	59	58	1
11 新潟	84	83	1
12 大阪	468	446	22
13 京都	138	136	2
14 神戸	375	375	
15 奈良	70	70	
16 大津	47	47	
17 和歌山	43	41	2
18 名古屋	531	484	47
19 津	92	91	1
20 岐阜	80	77	3
21 福井	25	25	
22 金沢	33	33	
23 富山	42	41	1
24 広島	185	185	
25 山口	56	56	
26 岡山	111	109	2
27 鳥取	34	34	
28 松江	25	25	
29 福岡	366	304	62
30 佐賀	33	31	2
31 長崎	44	44	
32 大分	39	39	
33 熊本	41	40	1
34 鹿児島	30	30	
35 宮崎	41	33	8
36 那覇	130	121	9
37 仙台	108	101	7
38 福島	75	75	
39 山形	28	28	
40 盛岡	35	34	1
41 秋田	23	22	1
42 青森	43	41	2
43 札幌	140	140	
44 函館	31	31	
45 旭川	18	18	
46 銚路	34	34	
47 高松	60	55	5
48 徳島	24	24	
49 高知	57	57	
50 松山	46	45	1

報告地検	総数 (a+b)	被害者 a	参考人 b
	226	94	132
01 東京			
02 横浜			
03 さいたま			
04 千葉			
05 水戸			
06 宇都宮			
07 前橋			
08 静岡			
09 甲府			
10 長野			
11 新潟			
12 大阪			
13 京都			
14 神戸			
15 奈良			
16 大津			
17 和歌山			
18 名古屋			
19 津			
20 岐阜			
21 福井			
22 金沢			
23 富山			
24 広島			
25 山口			
26 岡山			
27 鳥取			
28 松江			
29 福岡			
30 佐賀			
31 長崎			
32 大分			
33 熊本			
34 鹿児島			
35 宮崎			
36 那覇			
37 仙台			
38 福島			
39 山形			
40 盛岡			
41 秋田			
42 青森			
43 札幌			
44 函館			
45 旭川			
46 鈎路			
47 高松			
48 徳島			
49 高知			
50 松山			

*報告のなかった地検については件数が空欄となってい

録音・録画記録媒体の証拠調べ請求結果調べ I
(被告人)

【実質証拠】

「採用根拠」
[] が「採用」の内訳であり、「不採用」の場合は入力しない。

年度	判決月	請求	採用	不採用	採用根拠		
					326条	322条	
3	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
	合計						

年度	判決月	請求	採用	不採用	採用根拠		
					326条	322条	
3	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
	合計						

【補助証拠】

年度	判決月	請求	採用	不採用	立証趣旨別請求件数(採用件数)				
					任意性	特信性	信用性	弾劾証拠	
3	4月								
	5月								
	6月								
	7月								
	8月								
	9月								
	10月								
	11月								
	12月								
	1月								
	2月								
	3月								
	合計								

(注)

- 1 第1審判決の言渡日を基準に計上したものであり、請求を撤回した件数は含まない。
- 2 請求した媒体の枚数ではなく、請求対象とした被告人の数を集計したものである。
なお、集計は、【実質証拠】、【補助証拠】の各項目で被告人ごとに集計している。
また、各項目の中でも、同一被告人につき複数の媒体を請求した結果、媒体によって「採用」と「不採用」に判断が別れた場合には、「採用」のみに計上した。
- 3 補助証拠の立証趣旨は重複計上しているため、項目別の合計と総数は合致しない。

録音・録画記録媒体の証拠調べ請求結果調べⅡ
(共犯者・被害者・参考人等)

(実質証拠)

年度	判決月	請求	採用	不採用	採用根拠別内訳			
					326条	2号前段	2号後段	3号
3	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
合計								

(補助証拠)

年度	判決月	請求	採用	不採用	立証趣旨別請求件数(採用件数)			
					任意性	特信性	信用性	弾劾証拠
3	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
	1月							
	2月							
	3月							
合計								

(注)

- 1 第1審判決の言渡日を基準に計上したものであり、請求を撤回した件数は含まない。
- 2 請求した媒体の枚数ではなく、請求対象となった被害者、参考人の数を集計したものである。
- 3 補助証拠の立証趣旨は重複計上しているため、項目別の合計と総数は合致しない。